

○人吉市工事等入札・契約情報の公表に関する要項

平成 13 年 3 月 16 日

告示第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この要項は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 34 号)の趣旨に基づき、市が発注する工事及び調査・測量・設計等(以下「工事等」という。)の入札・契約情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(発注の見通しに関する事項の公表)

第 2 条 市長は、毎年度、予算成立後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる工事等(工事にあつては予定価格が 130 万円、調査・測量・設計等にあつては予定価格が 50 万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事等を除く。)に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を様式第 1 号により公表しなければならない。

(1) 工事等の名称、場所、期間、種別及び概要

(2) 入札及び契約の方法

(3) 入札を行う時期(随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期)

2 市長は、前項に規定する事項に変更があつた場合は、変更予算成立後遅滞なく公表しなければならない。

3 前 2 項の規定による公表の方法は、閲覧及び市ホームページ上とし、閲覧の場所は、総務部総務課とする。

4 閲覧に供する期間は、当該事項を公表した日から当該年度の 3 月 31 日までとする。

(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第 3 条 市長は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表しなければならない。これを変更したときも同様とする。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

(2) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

2 市長は、工事等(工事にあつては予定価格が 130 万円、調査・測量・設計等にあつては予定価格が 50 万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事等を除く。)について、次の各号に掲げる事項を当該各号に定める様式により公表しなければならない。

(1) 一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により入札を行う場合における当該資格 様式第 2 号

(2) 一般競争入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させない者の商号又は名称及びその者を参加させない理由 様式第 3 号

(3) 指名競争入札を行う場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した

理由 様式第 4 号

(4) 入札者の商号又は名称及び入札金額(随意契約を行った場合を除く。) 様式第 5 号

(5) 落札者の商号又は名称及び落札金額(随意契約を行った場合を除く。) 様式第 5 号

(6) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治令」という。)第 167 条の 10 第 1 項(自治令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。)の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合においてその者を落札者とした理由 様式第 5 号

(7) 自治令第 167 条の 10 第 2 項(自治令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称 様式第 5 号

(8) 次に掲げる契約の内容(随意契約を行った場合を除く。) 様式第 6 号

ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所

イ 工事等の名称、場所、種別及び概要

ウ 工事又は委託の期間

エ 契約金額

オ 予定価格

(9) 随意契約を行った場合における契約の相手方選定の理由及び契約内容 様式第 7 号

(10) 次に掲げる入札及び契約の内容の集計表 様式第 11 号

ア 入札日

イ 工事等の番号、名称及び場所

ウ 予定価格(随意契約を行った場合を除く。)

エ 契約金額

オ 契約の相手方の商号又は名称

カ 工事又は委託の期間

3 前項の事項の公表時期は、次に掲げる様式の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に認める場合は、公表の時期を変更することができる。

(1) 様式第 2 号から様式第 4 号まで 入札通知後

(2) 様式第 5 号 入札後

(3) 様式第 6 号及び様式第 7 号 契約後

(4) 様式第 11 号 月別に集計した集計表の完成後

4 市長は、公表対象となった工事等のうち、契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、様式第 8 号により変更契約後直ちに公表するものとする。

5 前各項の規定による公表の方法は、閲覧によるものとし、閲覧の場所は、総務部総務課とする。ただし、様式第 11 号については、市ホームページ上でのみ公表するものとする。

6 閲覧に供する期間は、当該事項を公表した日から当該日の属する年度の翌年度末までとする。

(閲覧の方法)

第 4 条 前 2 条に規定する事項の閲覧をする者は、閲覧場所に備付けの閲覧簿(様式第 9 号、様式第 10 号)に必要事項を記入のうえ閲覧しなければならない。

(その他)

第 5 条 公表書類の閲覧場所からの持ち出し及び複写は、禁止する。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。